

令和 7 年度
高 等 部
入学者選抜実施要項



沖縄県立八重山特別支援学校

〒907-0243
沖縄県石垣市字宮良77番地

電 話：0980-86-7345
FAX：0980-86-8113

令和 7 年度沖縄県立八重山特別支援学校高等部入学者選抜実施要項

1 方針

本校の高等部における入学者の選抜は、沖縄県立特別支援学校高等部における入学者選抜実施要項に従い、特別支援学校教育の充実を期し、障害の種類や程度に応じ次の方針に基づいて実施する。

- (1) 選抜は学校長が所定の出願書類、学力検査、行動観察及び面接等諸検査の結果を基にして行う。
- (2) 選抜は、入学志願者(以下「志願者」という。)が募集定員を超過すると否とにかかわらず行う。
- (3) 通常教育課程履修予定者に対して実施する県立高等学校入学者選抜学力検査問題では、中学校等における国語、社会、数学、理科、及び英語の 5 教科について、一般入学志願者に対して行う。なお、英語については、聞き取り検査を実施する。
- (4) 知的教育課程履修予定者に対しては実施する県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査問題では、中学校等における国語、数学、技術(職業)分野、体育の 4 教科等について、一般入学志願者に対して行う。生徒の実態に応じて、一斉に実施する学力検査問題以外の各学校作成問題を一部の生徒に実施することができる。

2 一般入学

(1) 出願資格

学校教育法施行令(昭和 28 年 政令第 340 条)第 22 条の 3 の規定(頁 8 資料 1)に該当する者で、次の各号のいずれかに該当し、かつ 11 月末日までに志願前相談を受けた者とする。

ア 特別支援学校の中学部、中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程(以下「中学校等」という。)を募集年度の 3 月に卒業又は修了(以下「卒業」という。)見込みの者

イ 中学校等を卒業した者(以下「過年度卒業者」という。)

ウ 学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 95 条各号のいずれかに該当する者

(2) 募集定員

募集定員は、県教育委員会が別に定める。

(3) 出願期間

ア 受付日時：令和 7 年 2 月 3 日(月) 4 日(火) 午前 9 時から午後 4 時まで

※郵送の場合もこの期日までに必着のこと

イ 受付場所：沖縄県立八重山特別支援学校 会議室

(4) 出願手続

ア 志願者は、沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則(平成 22 年 3 月 31 日教育委員会規則第 3 号)により定められた通学区域に出願することができる。(P8 資料 2)

イ 志願者は、次の出願書類について出身学校長を通して志願先学校長に提出しなければならない。

〔出願書類〕

(ア) 入学志願書(第 1 号様式)

(イ) 住民票謄本(マイナンバーの掲載がなく、出願日前 3 ヶ月以内に発行されたものとする。)ただし、次の a 及び b の者のみとする。

a 沖縄本島、古宇利島、瀬底島、平安座島、宮城島、伊計島及び浜比嘉島に在住する者で通学区域が県全域ではない学科に出願するもの

b 志願者が県外の中学校等出身者で、保護者が県内に在住し、通学区域が県全域でない学科に出願するもの

- (ウ) 健康診断書（第 8 号様式） ※過年度卒業者に限る。
- (エ) 身体障害者手帳若しくは療育手帳の写（両方を所持している場合は両方の写）
 - ※ 1 出願時に更新期限が超過した身体障害者手帳及び療育手帳は無効とする。
 - ※ 2 手帳未取得の場合は、専門医の診断書（第 11 号様式）
 - ※ 3 専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。
- (オ) 確約及び証明書（第 5 号様式）※次の a 又は b の者に限る。
 - a 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則第 2 条第 1 項ただし書きの規定により同規則別表第 2 に掲げる地域（頁 8 資料 2）から出願する者
 - b 沖縄本島、宮古島または石垣島の各地域から当該各島に所在する特別支援学校以外の特別支援学校に出願する者
- (カ) 写真票（第 15 号様式）

出願の日前 6 か月以内に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。上半身、脱帽、縦 4.5cm×横 3.5cm 程度のものとし、裏面に指名及び生年月日を記入する。

ウ 出身中学校長等は、志願者に係る次の書類を志願先特別支援学校長へ出願期間内に一括して提出するものとする。

- (ア) 入学志願書（第 1 号様式）
- (イ) 調査書（通常の教育課程履修者用（第 2 号様式）または知的の教育課程履修者用（第 2 号— 2 様式））
 - *原則として、第 2 号様式を使用し、特に必要な場合に限って第 2 号— 2 様式を使用する。
 - *特別支援学校に在籍している生徒で、中学校の教育課程を実施評価している場合は第 2 号様式を作成する。
 - *本校中学部在籍のうち、内部進学者（本校の中学部から高等部に出願を行うものに限る。）については、個別の教育支援計画、個別の指導計画を調査書に替える。
（過年度卒業者は、各自で出身中学校へ記入を依頼する。）
- (ウ) 入学志願者名簿（第 3 号様式）
- (エ) 生徒実態調査書【学級担任用】（八特指定様式）
- (オ) 住民票謄本（マイナンバーの掲載がなく、出願日前 3 ヶ月以内に発行されたものとする。）
- (カ) 健康診断書（第 8 号様式） ※過年度卒業者に限る。
- (キ) 身体障害者手帳若しくは療育手帳の写（両方を所持している場合は両方の写）
 - ※ 1 出願時に更新期限が超過した身体障害者手帳及び療育手帳は無効とする。
 - ※ 2 手帳未取得の場合は、専門医の診断書（第 11 号様式）
 - ※ 3 専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。
- (ク) 確約及び証明書（第 5 号様式）※2 の(4)の(オ)で提出のあった者に限る。
- (ケ) 写真票（第 15 号様式）

エ 志願者が県外の中学校等に在学している場合は、次の手続きによる。

- (ア) 県外からの入学志願のための許可願（第 4 号様式）を募集年度の 1 月 20 日までに教育長に提出し、許可を受けること。
- (イ) 前記(ア)の許可願、入学志願書（第 1 号様式）、志願先学校長が指定する調査書を志願先学校長に提出すること。
- (ウ) 学校教育法施行規則第 95 条の各号のいずれかに該当する志願者は、入学志願書（第 1 号様式）及び志願先学校長が必要と認める書類を志願先学校長に提出すること。

(5) 志願変更及び手続き

ア 志願変更

- (ア) 入学志願締切りの結果、志願者が定員を超えた学校に出願した者のうちで、出身中学校長等及び志願先特別支援学校長が適当と認めた者は、志願した特別支援学校高等部、学科又はコースの変更(以下「志願変更」という)を行うことができる。
- (イ) 志願変更の可能な人員は、志願者数が入学定員を下回らない範囲内とする。
- (ウ) 志願変更希望者が、志願変更可能な人員を上回る場合は、公正な抽選によって志願変更を認めることができる。

イ 志願変更の日程

- (ア) 各特別支援学校、学科・コースごとの志願者数及び志願倍率については、県教育庁県立学校教育課において令和7年2月4日（火）に発表し、入学志願変更後受付状況については令和7年2月18日（火）に発表する。

(イ) 志願変更申出期間

令和7年2月7日（金）、10日（月）午前9時から午後4時

(ウ) 入学志願書取り下げ及び再出願期間

令和7年2月17日（月）2月18日（火）午前9時から午後4時

ウ 志願変更する者は、志願変更願（第6号様式）に必要な事項を記入し、出身中学校長等に提出すること。

エ 出身中学校長等は、前記ウの願い出が適当であると認める場合は、所定の期間内に志願先特別支援学校長に志願変更する者の志願変更願（第6号様式）を提出し、志願先特別支援学校において志願変更を認められた者の入学志願書類の返却を受けるものとする。

なお、郵送による志願変更の受付及び入学志願書類の返却は、原則として行わない。

(6) 選抜の方法

ア 学校長を委員長とする選抜委員会を置く。

イ 選抜委員会は、所定の出願書類、学力検査、行動観察及び面接等の諸検査の結果を基にして選抜を行う。

ウ 面接は、志願者全員について学校長の定めるところにより実施する。

(7) 学力検査の期日及び会場

ア 期 日：令和7年3月4日（火）及び3月5日（水）

イ 検査会場：沖縄県立八重山特別支援学校

※通学区域の規則の別表第2に掲げる区域（頁8資料2）については、県教育委員会が設置する出張検査場で受検することができる。なお、希望する場合は志願前相談時に必ず相談すること。

ウ 検査時間

第1日目 3月4日(火)

【知的教育】

受付		9:15～9:30
点呼・受検上の諸注意		9:30～9:45
基礎学力検査	国語／総合	10:00～10:50
	数学／総合	11:15～12:05
昼 食(55分)		12:05～13:00
面接		13:15～
※寄宿舎面接(希望者)		検査全日程、終了後

※知的障害の程度によって、基礎学力検査の国語・数学は「総合問題」に代えて実施する。

第2日目 3月5日(水)

【知的教育】

受付		9:15～9:30
点呼・諸連絡		9:30～9:40
学力検査	技術(職業)	10:00～10:50
	体育(行動観察)	11:15～12:05
諸連絡		12:10～12:15

※1 必要に応じて、養護教諭、栄養教諭との面談も実施する。

※2 ①知的教育部門において2日目は生徒の実態に応じて出身中学校等指定の体育着及びジャージでの登校を可とする。

②第2日目の体育は、一斉実施が困難な場合、受検生の導線を考慮した上で時間割を入れ替え、2展開も可とする。

(8) 入学検査時の持ち物

【全員共通】

ア 受験者は検査時間中、次のものを携行すること。

- ・ 名札(縦6cm×横8cm)
- ・ HB以上の濃さの黒鉛筆(シャープペンシルを含む。鉛筆は和歌・格言等が印刷されているものは不可。)
- ・ 定規
- ・ コンパス(三角定規は可、分度器及び分度器機能付き定規・三角スケールは不可)
- ・ はさみ(紙切り用)、スティックのり

イ 受検者は、検査期間中、他に次のものを机の上に置くことができる。

- ・ 鉛筆キャップ
- ・ 鉛筆削り(電動式・大型のもの・ナイフ類は不可。)
- ・ 時計(ただし、辞書電卓、端末等の機能があるもの・キッチンタイマー・大型のものは不可。通信機能を持つウェアブル端末等も不可。)
- ・ 眼鏡、ハンカチ(無地のタオルを含む)、目薬、ティッシュペーパー(袋又は箱から中身だけを取り出したもの)

ウ 体育館シューズ(体育において志願者本人が用いるためのもの)、出身中学校等指定の体育着及びジャージ(上下)を持参すること。

出身校
受検番号
氏名

(9) 合格発表及び通知

- ア 合格発表は、令和 7 年 3 月 18 日（火）午前 9 時に本校玄関にて発表（掲示）する。発表（掲示）後ホームページにも掲載する。
 - イ 学校長は合格者に対し、その者が入学志願者を提出した中学校長等を通じて合格したことを通知する。過年度卒業者は保護者に通知する。
 - ウ 学校長は合格発表に際し、受検者本人の学力検査得点について、志願先特別支援学校において（第 2 次募集の合格発表の日から換算して 1 月以内）個人情報保護に関する法律第 69 条第 1 項による利用目的内の情報提供として提供（開示）が可能であることを周知すること。
- ※合格した受検生の保護者には、関係書類を配付する。

(10) その他

- ア 第 1 日目、3 月 4 日に行われる面接は保護者も参加となりますので、余裕を持って待機してください。
- イ 生徒の実態に応じて、検査中の保護者待機を依頼することがあります。
- ウ 施設入所者の場合は、保護者又は施設の担当者が同伴してください。

3 第 2 次募集

(1) 出願資格

出願できる者は、前記 2 (1) に該当する者で県立高等学校（以下「高等学校」という）における学力検査を受検し、合格しなかった者。または県立高等支援学校等における学力検査問題を受検し、合格しなかった者で募集年度の 11 月末日までに志願前相談を受けた者とする。

(2) 出願期間

- ア 受付日時：令和 7 年 3 月 19 日（水）午前 9 時から午後 4 時
21 日（金）午前 9 時から午後 4 時
※郵送の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、志願先特別支援学校が特別の事情があると認めた場合はその限りではない。
※第 2 次募集志願時までに特別支援学校の対象であることの証明ができるもの（療育手帳の写し、身体障害者手帳の写し、専門医の診断書など）が準備されていることとする。
- イ 志願者は、第 2 次募集を実施する学校に限り、一般入学で受検した学校の同一学科・コース以外の高等学校（定時制課程含む）及び、高等支援学校などまたは、特別支援学校高等部 1 校・1 学科・1 コースを併願することができる。
- ウ 受付場所：沖縄県立八重山特別支援学校 会議室

(3) 出願手続

県立高等学校、または県立高等支援学校等における学力検査を受検した者の出願手続は次による。

- ア 志願者は、沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則に従い、出願することができる。（ただし、志願前相談を受けた者に限る。）
- イ 志願者は、次の書類を出身中学校長に提出しなければならない。
 - (ア) 第 2 次募集入学志願書（第 9 号様式）
 - (イ) 確約及び証明書（第 5 号様式） ※次の a 又は b の者に限る。
 - a 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則第 2 条第 1 項ただし書きの規定により同規則別表第 2 に掲げる地域（頁 8 資料 2）から出願する者
 - b 沖縄本島、宮古島または石垣島の各地域から当該各島に所在する特別支援学校以外の特別支援学校に出願する者

ウ 出身中学校長は、次の出願書類を志願先特別支援学校長に出願期間内に一括して提出する。

(ア) 第2次募集入学志願書（第9号様式）

(イ) 調査書（一般入学で提出したものと同一のもの）

(ウ) 第2次募集志願者名簿（第10号様式）

(エ) 確約及び証明書（第5号様式） ※前記2の(4)のイの(ウ)で提出のあった者に限る。

(オ) 身体障害者手帳若しくは療育手帳の写（両方を所持している場合は両方の写）

※1 出願時に更新期限が超過した身体障害者手帳及び療育手帳は無効とする。

※2 手帳未取得の場合は、専門医の診断書（第11号様式）

※3 専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。

(カ) 生徒実態調査書【学級担任用】（八特指定様式）

(4) 選抜の方法

選抜は、学力検査成績証明書（第14号様式）、調査書（第2号様式）、面接等の結果を資料として行う。

(5) 面接の期日及び会場

ア 期 日：令和7年3月26日（水）午後2時から

イ 検査会場：沖縄県立八重山特別支援学校

(6) 合格発表及び通知

ア 合格発表は、令和7年3月28日（金）午前9時に本校玄関にて発表（掲示）する。同時にホームページにも掲載する。

イ 学校長は、合格者に対し、その者が入学志願書を提出した中学校長等を通じて合格したことを通知する。

4 追検査

インフルエンザなど学校保健安全法で出席停止の扱いが定められている感染症、急な入院等、やむを得ない事由により、学力検査の全部または一部を受けることができなかった者は、追検査を受けることができる。

追検査の申し出期日 令和7年3月4日（火）及び5日（水）

追検査受付時間 令和7年3月4日（火）午前9時～午後4時

令和7年3月5日（水）午前9時～正午まで

追検査の期日 令和7年3月10日（月）とする。

追検査合格発表 令和7年3月18日（火）とする。

5 不登校生徒等入学者選抜に係る扱い

(1) 志願者のうち、欠席又は出席扱いが多い等の理由を説明する必要があると認められるものは、自己申告書（第13号様式）中学校長等を経て志願先特別支援学校に提出することができる。自己申告書（第13号様式）の記入は、志願者及び保護者の直筆とする。提出にあたっては、厳封してもよい。その際、封筒の表に中学校等名、本人氏名を記入すること。

(2) 志願者から自己申告書を提出された場合は、これを選抜資料に加える。

6 入学手続

(1) 合格者は、沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第8号）第18条の規定に基づき、下記の提出期日までに入学手続きを完了すること。

- (2) 合格者の校長は、指導要録の写し、学校保健安全法施行規則第8条第2項に規定する生徒の健康診断票及び歯の検査票、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の写しを下記の期日までに本校校長宛に提出すること。
- (3) 提出期日：令和7年3月28日（金）
- ※この日は新入生オリエンテーションがあります。（本校会議室にて）

7 入学者選抜実施要項説明会について

- (1) 入学者選抜者実施要項及び諸検査、調査書記入等についての説明を行う。

ア 日時：令和6年11月15日（金）15：30～16：30（15：20受付）

イ 場所：本校会議室

- (2) 参加者について

出願を希望する生徒の学級担任又は進路担当教諭は必ず参加すること。なお、過年度卒業者については、保護者が参加すること。

【問い合わせ】〒907-0243 沖縄県石垣市字宮良 77 番地 沖縄県立八重山特別支援学校（担当：高等部 宮里志織・田盛千恵利） 電話：0980-86-7345 FAX：0980-86-8113

【資料 1】学校教育法施行令抜粋（抄） 【特別支援学校就学基準】

●学校教育法 第 72 条

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

●学校教育法 第 75 条

第 72 条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、政令で定める。

●学校教育法施行令抜粋（抄）

学校教育法施行令第 22 条の 3（特別支援学校の対象とする障害の程度）

区 分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のも
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のも
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のも 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なも
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によって歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のも 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち常時の医学的観察指導を必要とする程度のも
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のも 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のも

※「発達障害のみ」は対象外となります。

【資料 2】沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則（抜粋）

学区名	特別支援学校名	区域	
八重山学区	八重山特別支援学校	石垣市	病弱である幼児に対する教育を行う幼稚部、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部にあっては、医師の許可を受けて保護者の責任において通学可能な幼児及び児童生徒に限る。

別表第 2（第 2 条関係）

伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町（本部町立水納中学校区域に限る。）、うるま市（うるま市立津堅中学校区域に限る。）、南城市（南城市立久高中学校区域に限る。）、久米島町、南大東村、北大東村、座間味村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、多良間村、竹富町、与那国町
--